

議案第9号

三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町行政組織条例（昭和51年三宅町条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日 提出  
三宅町長 森田浩司

## 三宅町行政組織条例の一部を改正する条例

三宅町行政組織条例（昭和51年三宅町条例第3号）の一部を次のとおり改正する。

第1条第1項第1号「みやけイノベーション推進部」を「総務部」に、同条同項第2号「総務部」を「住民生活部」に、同条同項第3号の「住民福祉部」を「健康子ども部」に、同条同項第4号「まちづくり推進部」を「公共インフラ整備部」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日より施行する。

三宅町行政組織条例（昭和51年条例第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>（1）<u>総務部</u></p> <p>（2）<u>住民生活部</u></p> <p>（3）<u>健康子ども部</u></p> <p>（4）<u>公共インフラ整備部</u></p>	<p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>（1）<u>みやけイノベーション推進部</u></p> <p>（2）<u>総務部</u></p> <p>（3）<u>住民福祉部</u></p> <p>（4）<u>まちづくり推進部</u></p>